

## 令和8年度鳥栖市介護予防事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、鳥栖市が介護予防事業の業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

### 2 募集する業務の名称

- (1) 鳥栖市地域巡回介護予防健診業務
- (2) 鳥栖市いきいき健康教室業務
- (3) 鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務
- (4) T O S U S H I 音楽サロン業務
- (5) 鳥栖市介護予防サポーター養成業務
- (6) 鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務

### 3 業務内容等

別紙「令和8年度鳥栖市介護予防事業仕様書（業務名）」のとおり  
ただし、双方協議の上、一部内容を変更することがある。

### 4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式により、提出された企画書等及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員が審査を行い、その結果最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

### 5 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）及び履行期間

	業 務 名	提案上限額	履行期間
1	鳥栖市地域巡回介護予防健診業務	¥3,074,709-	令和8年5月1日～ 令和9年3月31日
2	鳥栖市いきいき健康教室業務	¥3,927,000-	令和8年5月1日～ 令和9年3月31日
3	鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務	¥1,195,128-	令和8年6月1日～ 令和9年3月31日

4	TOSUSHI 音楽サロン 業務	¥2,464,000-	令和8年5月1日～ 令和9年3月31日
5	鳥栖市介護予防サポーター 養成業務	¥913,902-	令和8年5月1日～ 令和9年3月31日
6	鳥栖市元気カフェ立ち上げ 支援業務	¥570,266-	令和8年5月1日～ 令和9年3月31日

## 6 担当課（提出・問合せ先）

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

鳥栖市役所 高齢障害福祉課 高齢者支援係 担当：土井

TEL：0942-85-3554

E-mail：ks-fukushi@city.tosu.lg.jp

## 7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 鳥栖市に委託業務等において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 提案書受付時において、鳥栖市競争入札参加資格者停止等の措置要領による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをして又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7)介護予防事業に関する以下の参加資格を満たすこと。

	業 務 名	参加資格
1	鳥栖市地域巡回介護予防健診業務	① 若しくは②、③、⑤
2	鳥栖市いきいき健康教室業務	①、③、⑤
3	鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務	①、③、④、⑤
4	TOSUSHI 音楽サロン業務	①、③、④、⑤
5	鳥栖市介護予防サポーター養成業務	③、④、⑤
6	鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務	③、④、⑤

- ① 鳥栖市又は同規模の市町において、一般介護予防事業又は介護保険法改正前の一次予防事業を3年以上開催した実績があること。
- ② 鳥栖市又は同規模の市町において、総合事業の通所型サービス又は介護保険法改正前の二次予防事業を3年以上開催した実績があること。
- ③ ボランティア活動等についての講話ができること。
- ④ ボランティア人材の育成ができること。
- ⑤ 鳥栖市からの要請に対し、臨機応変に対応できる体制であること。

なお、実施業務における必要な資格については、各仕様書を参照すること。

## 8 全体スケジュール（予定）

項 目	内 容
公募開始	令和8年4月3日（金）【予定】
質問受付締切	令和8年4月8日（水） 15時
質問回答期限	令和8年4月13日（月） 15時
提案書等受付締切	令和8年4月16日（木） 17時必着
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年4月22日（水）【予定】
プレゼンテーション及びヒアリング審査結果通知	令和8年4月下旬【予定】
契約締結	令和8年5月1日（金） *鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務のみ令和8年6月1日（月）
業務開始	令和8年5月上旬以降

## 9 提出書類

応募する業務のみ、次の書類を提出すること。

(1)～(6)を業務ごとにまとめて1冊にしたものを8部、(7)は1部

(1) 事前提出資料（様式第1号）

(2) 業務内訳書（様式第2号）

内容については、人件費や事務用品費、交通費など積算根拠を詳しく記載すること。

(3) 従事予定者の体制及び職種一覧（様式第3号）

資格を証する書類の写し（免許状等）を添付すること。

(4) 業務責任者実績（様式第4号）

複数で責任者を担当する場合は個々の業務実績を記入すること。

(5) 事業実績一覧（様式第5号）

介護予防事業初回実施年度には、行政から介護予防事業に関する業務を初めて受けた年度を記入すること。

欄が不足する場合は、コピーして記入するか、事業実績がわかる資料を添付すること。

(6) 業務企画書（任意様式）

(7) 提案した業務内容での見積書（任意様式）

※単価契約の予定をしているため、(2)及び(7)は1回あたりの業務単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を記載すること。

## 10 参加申込期限及び申込方法

(1) 提出書類及び電子媒体を、令和8年4月16日（木）17時までに持参又は郵送（必着）とする。

(2) 郵送の場合は、確実に届いているか、担当へ電話連絡を入れること。

(3) 参加申込、提出書類に関する質問

参加申込、提出書類について質問がある場合は、電子メールにて質問すること。

E-mail : ks-fukushi@city.tosu.lg.jp

・ 提出期限：令和8年4月8日（水）15時00分まで

・ 回答方法：4月13日（月）までに、市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

## 11 プレゼンテーション

### (1) 日程

令和8年4月22日(水)

詳細は参加者へ別途通知する。

### (2) 場所

鳥栖市役所2階第3会議室

### (3) プレゼンテーションの時間等

令和8年4月20日(月)までに通知予定。

スクリーン、プロジェクター、電源は当方で準備する。パソコン等その他必要な物品は提案者が用意すること。

各業務、15分程度とする。企画提案内容の説明を録画し、電子媒体(DVD等)での再生による実施も可能とする。

### (4) 結果通知

合否に関わらず、令和8年4月下旬までに全ての参加者に文書で結果発送予定。

選定結果の公表は、次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- ① 業務等の名称
- ② 主管課名及び履行期間
- ③ 優先交渉権者の名称及び点数
- ④ 次点交渉権者の有無及び名称
- ⑤ 選定委員会の人数

(5) 審査基準

※1社のみ応募の場合、6割以上で合格とする。また、審査は非公開とし、審査経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

	評価項目	評価の視点	配点
1	業務実績	類似業務の請負実績は多いか	5
2	業務の理解度	介護予防事業の法的根拠や事業の特性、事業目的、仕様書に対する理解度はどうか ※栄養・口腔の内容については、該当する事業のみ	8
3	業務に対する取組	業務に対する取組みや、姿勢が適切で意欲があるか	8
4	業務運営に関する内容の妥当性	複合プログラム（運動、栄養、口腔、認知機能等）の視点と特色のある内容が盛り込まれているか ※栄養・口腔の内容については、該当する事業のみ	8
5	業務推進体制	業務に関わる人員の構成・人数は適正か	3
		安全管理に対する体制が十分であるか	8
6	見積価格の評価	内容に見合う見積額（内訳）として妥当か	5
7	評価者加点	上記以外で優れた点について	5
8	事業の周知等	より多くの参加者を見込める内容であるかどうか、事業の内容をより多くの住民にPRするよう創意工夫ができているかどうか	8
合 計			58

12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの

13 契約予定日

令和8年5月1日（金）

鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務のみ令和8年6月1日（月）

14 その他留意事項

- (1) 企画書等の作成、その他のプロポーザルの参加に要する経費は事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、審査以外の目的で使用しない。なお、提出書類は1部のみ保存とし、それ以外は審査終了後にシュレッダーで処分する。
- (3) 市が提示する資料は参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して内容を提示することや使用させることは禁止する。
- (4) 提案すべき事項の全部又は一部が掲載されていない場合、また、提案内容に虚偽の記載が認められた場合は提案を無効とする場合がある。
- (5) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。